

職員のみなさまへ

## 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症が、政令により「指定感染症」として指定されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、以下により対応いただきますようお願いいたします。

### 1. 就業制限

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「感染症法」という。）に基づき、都道府県知事の勧告等により「就業制限」となります。

### 2. 就業制限の期間

感染症法に基づき、都道府県知事の勧告等による期間とします。

### 3. 罹患した場合の報告

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話又は電子メール（出勤しないこと）により、次に掲げる事項について所属部局の事務部（総務担当者）に報告してください。

- ① 診断日
- ② 受診した医療機関
- ③ 現在の状況
- ④ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑤ 診断日前 1 ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）
- ⑥ 症状が現れた日以降における本学の関係者との接触の状況（授業、会議等への出席の状況等）
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

令和 2 年 2 月 2 1 日  
熊本大学